

傾向と対策

内川社士
が解説!



~今回のテーマ~
労基のツッコミ1位の「健診」

前回は新シリーズ初回として、労基署の調査の全体像を紹介しました。今

回は、2022年調査での指摘件数第1位「健康診断」について、人事担当者や経営者から寄せられる質問をQ&A形式で解説します。

午前4時出社の場合でも半年に1回の検診必要に

A. 健康診断は年1回の印象が強いです。が、法令で定められている健康診断は複数種類あり、実施頻度が異なります。

大丈夫ですよね? A. 健康診断は年1回ですが、条件によっては年2回もしくは年3回実施する場合があります。

そのうち青果市場関係業者に關係ある健康診断は、①入社時の健康診断②定期健康診断③特定業務従事者の健康診断でしょう。①は入社時、②は年に1回の実施ですが、注意したいのが③で半年に1回の実施です。

③の健康診断は、健康に影響を及ぼしやすい業務が法令で定められており、該当業務に従事している従業員が対象です。その対象業務の中に「深夜業」があります。労働法では

Q. 年1回、健康診断は受けさせていれば大丈夫ですよね?

A. 健康診断は年1回ですが、条件によっては年2回もしくは年3回実施する場合があります。

Q. 健康診断の費用は企業負担ですか?

A. 健康診断を受けさせることは企業の義務なので、費用は企業負担すべきとされています。ただ、がん検診など法定の検査項目を超えるものは従業員負担とする企業も少なくあります。

Q. 邪反件数が1位なのはなぜですか?

A. 法令で定められている健康診断は複数種類あり、実施頻度が異なります。

「年1の実施」なら大丈夫? 勤務時間帯による回数に注意

午後10時から翌午前5時までの時間帯を「深夜」と扱います。深夜の業務が週に1回以上ある場合は「月に4回以上」ある従業員は③の対象で、午前4時の出社など深夜帯の一部でも勤務している日は1回と数えます。

健康診断の種類によって検査項目も決まっていますので、対象者と検査項目は再確認することを推奨します。

Q. パート・アルバイトも健康診断は必要でしょうか?

A. 履用形態は関係ないため、条件に合致すれば受診させる必要がありま

す。前述の深夜業の健康診断は、条件に合致していれば全員対象です。一方、「入社時健康診断」と「年1回の定期健康診断」は、「雇用契約が1年以上か契約更新により1年以上勤務

か」「週の労働時間がフルタイムの4分の3以上」の従業員が対象です。

次回は労働時間について解説予定です。着替えなどの準備・片付け時間、移動・中抜けなどを想定して業務調整への対応が必要です。

具体的には、①健康診断個人票を作成し保存②健康診断結果を労基署へ報告(従業員50人以上の場合はのみ)③健康診断結果を本人へ通知④異常所見ありの従業員に対して医師等から保健指導(5)異常所見ありの従業員に対する業務調整等の対応を医師等から意見を聞き、労働時間について解説予定です。着替えなどの準備・片付け時間、移動・中抜けなどを想定して業務調整への対応が必要です。

おり、労務管理の基本中の基本の内容です。ご期待ください。

Q. 健康診断の費用は企業負担ですか? また、受診時間は賃金控除ですか?

A. 健康診断を受けさせることは企業の義務なので、費用は企業負担すべきとされています。ただ、がん検診など法定の検査項目を超えるものは従業員負担とする企業も少なくあります。

Q. 受診後の対応が不十分これが労基の指摘ポイントですか?

A. 健康診断を受けさせることは企業の義務なので、費用は企業負担すべきとされています。ただ、がん検診など法定の検査項目を超えるものは従業員負担とする企業も少なくあります。

Q. まだ、受診時間は「受診の時間の賃金は事業者が支払ひたいが望ましい」との通達が労働局から出ていますので、賃金控除は難しいでしょう。法令の範囲は企業負担、それ以上は労使で相談し考へると間違いはありません。

Q. 邪反件数が1位なのはなぜですか?

A. 法令で定められている健康診断は複数種類あり、実施頻度が異なります。

Q. まだ、受診時間は「受診の時間の賃金は事業者が支払ひたいが望ましい」との通達が労働局から出ていますので、賃金控除は難しいでしょう。法令の範囲は企業負担、それ以上は労使で相談し考へると間違いはありません。

Q. まだ、受診時間は「受診の時間の賃金は事業者が支払ひたいが望ましい」との通達が労働局から出ていますので、賃金控除は難しいでしょう。法令の範囲は企業負担、それ以上は労使で相談し考へると間違いはありません。

れ、さらにこまめな栽培管理が必要である。

◆生産地
阿久津曲がりねぎ (22年2月登録)

◆生産地
福島県郡山市
△登録生産者団体

